

大口定期預金

(平成25年1月4日現在)

1. 商 品 名	自由金利型定期預金 (大口定期預金)
2. 預 入 対 象	個人および法人
3. 期 間	①定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 預入時のお申し出により自動継続(元金継続又は元利金継続)の取扱いが できます。 ②満期日指定方式 1か月超5年未満
4. 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入時の利率を満期日まで適用します。 ①預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ②預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日 までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割し て支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中 間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率の70%、小数点第 4位以下切捨)により計算します。 付利単位を1円とし1年を365日として日割計算します。
7. 手 数 料	—
8. 付 加 可 能 特 約 事 項	個人の方は総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率、貸越限度 は担保定期預金の90%以内で200万円を上限とします。)

<p>9. 中途解約時の 取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p><預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合> 次の利率のうち一番低い利率（下限は0%とします。）</p> <p>① 解約日の普通預金利率</p> <p>② 約定利率 － 約定利率×30%</p> <p>③ 約定利率 － $\frac{(\text{基準金利}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p><預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合> 次の利率のうち一番低い利率（下限は0%とします。）</p> <p>① 約定利率 － 約定利率×30%</p> <p>② 約定利率 － $\frac{(\text{基準金利}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>※ 基準金利とは解約日にこの預金の元金を記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<p>①満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>②マル優の取扱いはできません。</p> <p>③利息には個人の方の場合は源泉分離課税（20%）が、法人の場合は総合課税（20%）が課税されます。</p> <p>平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、20.315%の税金がかかります。</p> <p>金利については窓口にお問い合わせください。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関
 一般社団法人全国銀行協会
 連絡先 全国銀行協会相談室
 電話番号 0570-017109（一般電話から）
 または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）